

○松戸市平和基金条例

平成5年3月30日

松戸市条例第5号

改正 平成17年3月31日条例第5号

平成19年12月25日条例第27号

(設置)

第1条 市民の平和意識の啓発と高揚を図ることを目的として行う事業の推進に必要な財源を確保するため、松戸市平和基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、100,000,000円とする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に追加して積み立てることができる。
- 3 前項の規定により基金として積み立てる金額は、前条に規定する基金の設置目的に沿う寄附金を含め、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。
- 4 第2項の規定による積立て若しくは第4条の規定による繰入れ又は第6条の規定による処分が行われたときは、基金の額は、当該積立相当額若しくは当該繰入相当額について増加し、又は当該処分相当額について減少したものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の推進に必要な財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日松戸市条例第5号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日松戸市条例第27号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。